

第11章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本準備書では、対象事業に係る環境影響の項目として、大気質、騒音、振動、微気圧波、低周波音、水質、地下水、水資源、地形及び地質、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、文化財、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを選定し、これらの項目について調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行った。

各項目の調査、予測及び評価結果の概要は、第8章に示すとおりである。

これらの評価結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について実行可能な範囲で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。